

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の 現況届を提出してください

☆特別障害者手当等の「現況届」とは

手当を受けている人が8月以降も引き続き受給資格があることを届け出る大切なものです。
対象者には個別にお知らせしますので、必要書類を添付の上、ご提出ください。
(注意)8月11日～9月10日までの間に提出されない場合は、次回支給分の手当が受けられなくなります。

- ◆受付期日 8月13日(月)～15日(水)
- ◆受付場所 社会福祉課および各支所健康福祉係

☆特別障害者手当等について

- ・特別障害者手当(月額26,440円)
身体や精神(知的)に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の人に支給する手当
- ・障害児福祉手当(月額14,380円)
身体や精神(知的)に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の人に支給する手当
- ・経過的福祉手当(月額14,440円)
従前の福祉手当制度が廃止になり福祉手当を受給していた人が特別障害者手当の要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない場合に従前の例により支給する手当

※なお、各種手当には除外要件(施設入所、3カ月を超える入院など)および所得制限があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。



◎障害福祉サービス利用者の皆さまへ

平成19年度から障害福祉サービス(通所・在宅)の利用者負担について、宇城市独自で軽減を行います。

- ◆対象者 通所・在宅サービス利用者のうち国の軽減制度に非該当となった人
- ◆軽減内容 利用者負担月額上限を本来の額の4分の1まで引き下げます

※詳しい軽減内容や申請方法などは社会福祉課障害福祉係に直接お尋ねください。



- ☎ 社会福祉課障害福祉係 ☎ 32-1111
各支所健康福祉係 三角支所 ☎ 53-1111 不知火支所 ☎ 33-1111
小川支所 ☎ 43-1111 豊野支所 ☎ 45-2111

児童扶養手当の現況届を提出してください

☆児童扶養手当「現況届」とは

手当を受けている人が8月分以降の手当について引き続き受給資格があることを届け出る大切なものです。毎年8月1日現在の状況を必要書類と手当証書を添付して提出する必要があります(全額停止の人は手当証書はありませんが、現況届は必ず提出してください)。
(注意)8月1日から31日までの間に提出がないときは、今後の手当の支給が受けられなくなります。
また、現況届を2年間提出しなければ手当の受給権そのものを喪失することになります。

- ◆受付期日 8月13日(月)～15日(水)の3日間
- ◆受付場所 こども福祉課および各支所健康福祉課(不知火支所は総合窓口課健康福祉係)
※詳細は、後日通知をいたします。

☆児童扶養手当制度について

児童扶養手当制度は、離婚などの理由により「父と生計を同じくしていない母子世帯などの児童を養育する母または養育者」に手当が支給される制度です。

◆対象者

次の1から8までのいずれかに該当する子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童または20歳未満で一定の障害にある子)を養育する母、または養育者(所得制限有り)。

1. 父母が婚姻を解消した児童
2. 父が一定の障害の状態にある児童
3. 父の生死が明らかでない児童
4. 父に引き続き1年以上遺棄されている児童
5. 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
6. 父が死亡した児童
7. 母が婚姻によらないで懐胎した児童
8. 遺棄など

◆支給額(月額)

- ・全部支給 41,720円
- ・一部支給 41,710円～9,850円
- ・第2子 5,000円の加算
- ・第3子以降(1人につき) 3,000円の加算

※平成20年4月1日からは、支給開始から5年以上を経過した人について、その一部が支給停止となります。



- ☎ こども福祉課子育て支援係 ☎ 32-1111
各支所健康福祉係 三角支所 ☎ 53-1111 不知火支所 ☎ 33-1111
小川支所 ☎ 43-1111 豊野支所 ☎ 45-2111